集計第二―七表（男女、年齢（五歳階級及び三区分）、国籍総数か日本人別人口、平均年齢、年齢中位数及び人口構成比［年齢別］）の表側「国籍総数か日本人」が「国籍総数」かつ表側「男女」が「総数」のうち、表頭が「総数」の欄の数から表頭が「〇～四歳」、「五～九歳」、「十～十四歳」及び「十五～十九歳」に改め、「平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三―二表」の下に「（年齢（各歳）、男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年齢中位数（総数及び日本人））の表頭「総数（年齢）」のうち総数の欄の数から「（再掲）〇～四歳」、「（再掲）五～九歳」、「（再掲）十～十四歳」及び「（再掲）十五～十九歳」」を、「同条第二号中」の下に「「令和二年十月一日現在」とあるのは「平成二十二年十月一日現在」と、」を加え、「平成二十七年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第二表（常住地又は従業地・通学地（二十七区分）による年齢（五歳階級）、男女別人口、就業者数及び通学者数）」を「令和二年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第一―一表（男女、年齢（五歳階級）、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率）の表頭「常住地又は従業地・通学地」が「県内他市町村に常住」に改め、「就業者数）」の下に「の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち県内他市区町村に常住」と、「うち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」」とあるのは「表側「総数（男女別）」」と、「表側が「十五歳未満」及び「十五～十九歳」」とあるのは「「十五歳未満」及び「十五～十九歳」と、「表頭「常住地又は従業地・通学地」が「他県に常住」」とあるのは「「うち他県に常住」」を加え、「と読み替えるもの」を削る。

附則第十三条の三第二項第一号イ中「第十三条の三第九項第一号イ」を「第十三条の三第八項第一号イ」に改め、同号ロ中「の認定した」を「が認定した」に改め、同項第二号イ中「第十三条の三第九項第二号イ」を「第十三条の三第八項第二号イ」に改め、同項第三号中「第十三条の三第九項第三号イ」を「第十三条の三第八項第三号イ」に改め、同条第六項第二号中「第十三条の三第十一項第二号」を「第十三条の三第十項第二号」に改め、同条第七項第一号中「第十三条の三第十二項第一号」を「第十三条の三第十一項第一号」に改め、同条第八項中「第十三条の三第十三項」を「第十三条の三第十二項」に改め、同条第九項第三号中「掲げる譲渡」を「規定する譲渡」に改める。

附則第十五条第二項及び第十六条第二項中「第十一条の三第六項各号」を「第十一条の三第七項各号」に改める。

附則第二十条第一項から第三項までの規定中「第十七項第一号」を「第十八項第一号」に改め、同条第四項中「第十七項第八号」を「第十八項第八号」に、「第十一条第二項第三号ニ」を「第十一条第二項第三号ロ」に改め、同条第五項中「附則第十八条の六第五項第一号又は第二十一項第一号」を「附則第十八条の六第六項第一号又は第二十三項第一号」に改める。

第一号の三様式を次のように改める。

［第一号の三様式］―（別添①）―挿入

第二号様式中

市町村民税 道府県民税

を

市町村民税 道府県民税 森林環境税

に改める。

第三号様式を次のように改める。

［第三号様式］―（別添②）―挿入

第三号様式別表を次のように改める。

［第三号様式別表］―（別添③）―挿入

第四号様式中

市町村民税	円
道府県民税	円

を

市町村民税	円
道府県民税	円
森林環境税	円

に改める。

第五号の十五様式の次に次の一様式を加える。

［第五号の十五の二様式］―（別添④）―挿入

第十二号の二様式の次に次の一様式を加える。

［第十二号の二の二様式］―（別添⑤）―挿入

第十二号の六様式の次に次の一様式を加える。

［第十二号の六の二様式］―（別添⑥）―挿入

第十二号の九様式の次に次の一様式を加える。

［第十二号の九の二様式］―（別添⑦）―挿入

第十二号の十二様式の次に次の一様式を加える。

［第十二号の十二の二様式］―（別添⑧）―挿入

第十二号の十五様式の次に次の一様式を加える。

［第十二号の十五の二様式］―（別添⑨）―挿入

第十六号の四様式の次に次の一様式を加える。

［第十六号の四の二様式］―（別添⑩）―挿入

第十六号の十三様式の備考の表中

法附則第12条の２の７第１項第２号に掲げるもの

を

自衛隊

に改める。

第十六号の三十の二様式を次のように改める。

［第十六号の三十の二様式］―（別添⑪）―挿入

第十六号の四十三様式を次のように改める。

［第十六号の四十三様式］―（別添⑫）―挿入

第十七号様式別表記載要領10㋑中「又は特別特定取得（同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。㈠において同じ。）」を「、特別特定取得（同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいい、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条第５項に規定する特例取得及び同法第６条の２第２項に規定する特別特例取得を含む。㈠において同じ。）又は特例特別特例取得（同条第10項に規定する特例特別特例取得をいう。㈠において同じ。）」に改め、同表記載要領10㋒中「又は特別特定取得」を「、特別特定取得又は特例特別特例取得」に改める。

第十八号様式記載要領２中「市町村民税」の次に「、道府県民税及び森林環境税」を加える。

第十九号様式及び同様式記載要領１中「第321条の７の13第１項」を「第44条の２、第321条の７の13第１項及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第10条」に改める。

第二十二号の四様式の次に次の一様式を加える。

［第二十二号の四の二様式］―（別添⑬）―挿入

第二十二号の四様式記載要領を次のように改める。

［第二十二号の四様式記載要領］―（別添⑭）―挿入

第二十二号の四の二様式を次のように改める。

［第二十二号の四の二様式］―（別添⑮）―挿入

第二十二号の五様式を次のように改める。

［第二十二号の五様式］―（別添⑯）―挿入

第二十四号様式を次のように改める。

［第二十四号様式］―（別添⑰）―挿入

第二十四号の二の五様式の次に次の一様式を加える。

［第二十四号の二の五の二様式］―（別添⑱）―挿入

第四十四号様式別表二記載要領１中「第701条の34」の次に「又は法附則第32条の３若しくは第32条の４」を加える。